

## 労働関係情報 CU掲示板 2024年 8月20日

お知らせや団体、組織内での転送、回覧、クリックを、よろしくお願いします

※ ファイルが開けない場合は、タイトルなどから、検索をしてください。

### ● [泊まり勤務の休憩時間は「労働時間に該当」東京メトロに ...](#)

 <https://www.tokyo-np.co.jp >article> [このタイトル関係を検索クリック](#)

[東京新聞](#) 2024/8/8 -東京メトロは8月8日、突発的な対応が必要な泊まり勤務中の休憩時間が実質的な労働時間に当たるとして、割増賃金を支払うよう、足立労働基準監督署(東京 ...

### ● [生活保護申請に議員同席認める/青木市議 「見直しは当然」/奈良・](#)

香芝 [しんぶん赤旗](#) 8月18日

### ● [大学講師の雇い止め、無効見直しか 「教育研究組織の職」該当か](#)

[争点、10月上告審弁論へ](#) <https://www.sankei.com/article/20240819->

[CFVTPSAIWVK3BJ45KPZIXNW4VA/](#) 有期雇用契約が通算5年を超えたのに、無期契約

に転換されず雇い止めをされたとして、羽衣国際大(堺市)の元講師の女性が、運営する学校法人に地位確認を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷(岡正晶裁判長)は19日、双方の意見を聞く上告審弁論を10月3日に開くと決めた。雇い止めを無効とし、学校法人に未払い賃金の支払いを命じた二審大阪高裁判決が見直される可能性がある。 労働契約法は有期雇用契約が

通算5年を超えた場合、労働者が希望すれば無期雇用への転換を申請できると定めている。一方で大学教員の任期を定めた任期法では「多様な人材の確保が求められる教育研究組織の職」については10年とされる。元講師の職が該当するかどうか争点で、最高裁がこの点について判断を示すのは初めて。 二審判決によると、元講師は2013年4月から介護福祉士を養成するコースの専任教員となり、18年11月に無期雇用を申し入れたが、19年3月に雇い止めになった。 (民法協メーリングリスト06742 8月19日 投稿 masuda takashi)

### ● [厚労省検討会報告書案](#) 厚生労働省の「雇用の分野における女性活躍推進に関する

検討会」は8月1日、報告書案について検討した。 報告書案は、女性活躍推進法が定めている女性の活躍に関する情報公表について、男女間賃金差異の公表が任意とされている

常時雇用労働者数101人以上300人以下の企業でも公表を義務化すること(p.13)、開示

の選択肢の一つである女性管理職比率についても開示必須項目とすること(p.15)が適当である

とした。また、2026年3月末までの10年間の期限とする女性活躍推進法については、10年程度で役職が上がっていく傾向などを踏まえると、10年間の延長が適当であるとした(p.11)。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41904.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41904.html)

▽現在の女性の活躍に関する情報公表(リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000962289.pdf>

●【メールマガジン労働情報／No.1984】101人以上企業での男女賃金差

異の公表の義務化等を提起／厚労省検討会報告書案ほか—2024年8月2日発行

● **核なくし核戦争の危険止めよう/原水爆禁止2024年世界大会・国際**

会議 しんぶん赤旗 8月4日

●【立ち読み知識 ④】 ● 労災認定を受けて3ヶ月半ほど休業中の、正社員の友人から相談があったので、教えて欲しいことが。この夏の賞与が、就業規則に載っているとかで、出勤日数が足りないからと、減額されたんだって。(回答)それはショックだね。毎月の定額が定まっている賃金と異なり、賞与や売り上げ奨励金などは、就業規則や労働契約書などで支給条件が規定されている場合があるよ。まずは、それらの**成立や提示、契約締結時の状況を確認**する必要があるね。それを前提にした勤務実績の査定評価が正当かどうかもチェックポイント。その上で、それらの規定に合致したとしても、まずは、労災発生、被災の状況に、使用者の責任は無かったのか。つまり、友人に対しての損害を与えた点の賠償責任はどうなっているのか。まだなら、**休業の責任をとれ!**と、請求をする方途があるね。それと、労災休業の第3日までの会社からの「**休業手当**」(第4日目以降は、労災保険からの**休業(補償)給付**)は支払われていたか。又賞与についても、たとえ減額されていても、労災保険上の「**ボーナス特別支給金**」の申請手続きは、行なわれていたか、も重要。労働組合と、その社労士さんへ紹介してください。

**CU(コミュニティユニオン)東京 (東京地評) 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10**

**東京労働会館 3階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242**

組合費 月 2000円、内1000円は 労働共済費。協力組合員は 1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、首都で個人加盟3千名目標に拡大中。中小企業家との共同・連携、市民と野党の共闘も追及。近況確認と 保存資料閲覧は CU東京 HPへ。情報、連携先紹介は [発信元 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp](mailto:m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp) 前澤植まで。